

# 平成 30 年度 第 1 回神戸市市場取引委員会 資 料

日 時 平成 31 年 1 月 21 日(月) 業務運営協議会終了後

場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 大会議室

## 議題

消費税率引き上げに伴う神戸市中央卸売市場業務条例の一部改正について

神戸市中央卸売市場運営本部

# 消費税率引き上げに伴う神戸市中央卸売市場業務条例の一部改正について（概要）

## 【条例の改正理由】

- ・平成 31 年 10 月から適用される消費税率 10%への引き上げ及び軽減税率制度の導入に対応するため、条例を改正する。

## 【スケジュール】

- ・平成 31 年第 1 回定例会市会 議案提出
- ・平成 31 年 4 月 農林水産省に認可申請を提出
- ・平成 31 年 10 月 1 日 改正条例施行

## 【条例の改正点】

条文上の「卸売価格」等の定義について、異なる消費税率（10%への引き上げ及び軽減税率 8%）の適用に対応する変更を行う。

《変更内容について》

	変更前	変更後	対象条文
「卸売価格」、 「買受代金」	物品の単価に 100 分の 108 を乗じて得た価格	物品の単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	第 45 条第 4 項、 第 48 条第 2 項
「卸売予定数量等の報告」	数量及び卸売金額（卸売価格に係る金額をいう。以下同じ。）に数量を乗じて得た額	数量、卸売金額（卸売価格に係る金額をいう。以下同じ）並びに卸売金額から消費税及び地方消費税の相当する額を除いた額	第 50 条第 3 項
「仕切り及び送金」	単価に数量を乗じて得た金額及び当該金額に 100 分の 8 を乗じて得た額	単価に数量を乗じて得た金額及び当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額	第 53 条第 1 項

## （参考）

### ※軽減税率制度

食料品等の取引について、平成 31 年 10 月 1 日以降も消費税率 8%が適用される制度。

これにより、中央卸売市場で取り扱う食料品等については消費税率 8%、食料品以外（花き等）については、軽減税率制度が適用されないため、消費税率は 10%となる。

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(卸売した物品を買い受けた者の明示及び引取り)

第45条 略

2, 3 略

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（物品の単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）に100分の108を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）が当該物品の引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(売買取引の差止め等)

第48条 略

2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めるときは、売買を差し止めることができる。

(1) 略

(2) 買受代金（仲卸業者又は売買参加者が卸売業者から買い受けた物品の単価に100分の108を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の支払を怠ったとき。

(卸売予定数量等の報告)

第50条 略

2 略

3 卸売業者は、前月中に卸売をした物品の産地

消費税及び地方消費税に

相当する額を加えた価格

消費税及び

地方消費税に相当する額を加えた額

別の数量及び卸売金額（卸売価格に係る金額をいう。以下同じ。）に数量を乗じて得た額を市長に報告しなければならない。

（仕切り及び送金）

第53条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該卸売をした日の翌日（第43条第1項の承認を受けた受託契約約款で特別の定めをしたときはその期日、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約があるときはその特約の期日）までに、次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び第3号に規定する売買仕切金を委託者に送付しなければならない。

(1) 当該卸売をした物品（食肉部の卸売業者にあつては、第40条第1項の規定により委託を受けた場合における原皮、内臓等を含む。）に係る次に掲げる事項（当該委託者の責めに帰すべき理由により第58条ただし書の規定による卸売代金（卸売価格に係る代金をいう。以下同じ。）の変更をした物品については、ウ及びオに掲げる事項）

ア～エ 略

オ 単価に数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の8を乗じて得た額

(2), (3) 略

2 略

数量、卸売金額（卸売価格に係る金額をいう。以下同じ。）並びに卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額

当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額